

月報 (令和2年5月号)

いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158
 FAX 0225-22-2442

1 一般職業紹介状況 (令和2年3月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.65倍となり、前年同月比では0.05ポイント下回り、前月比では0.29ポイント下回りました。

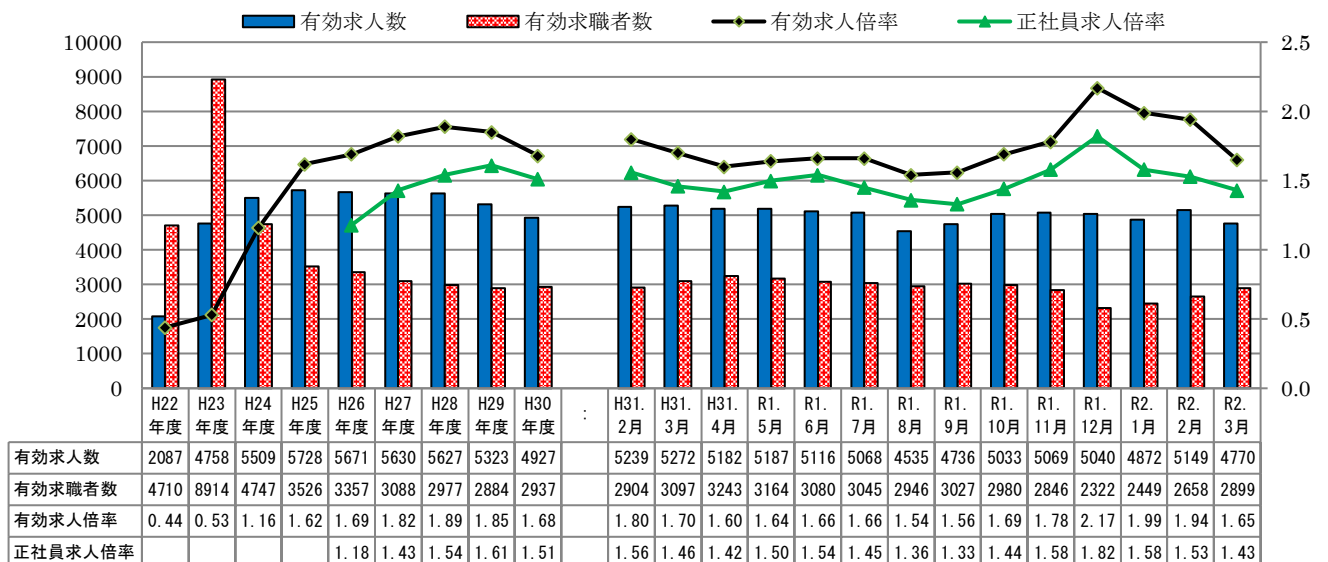
【求人のようす】

- 新規求人数は1,538人で、前年同月比で15.2%減(前年同月差275人減)、前月比で7.4%減(前月差96人減)となりました。
- 月間有効求人数は4,770人で、前年同月比で9.5%減(前年同月差502人減)、前月比で7.4%増(前月差379人増)となりました。

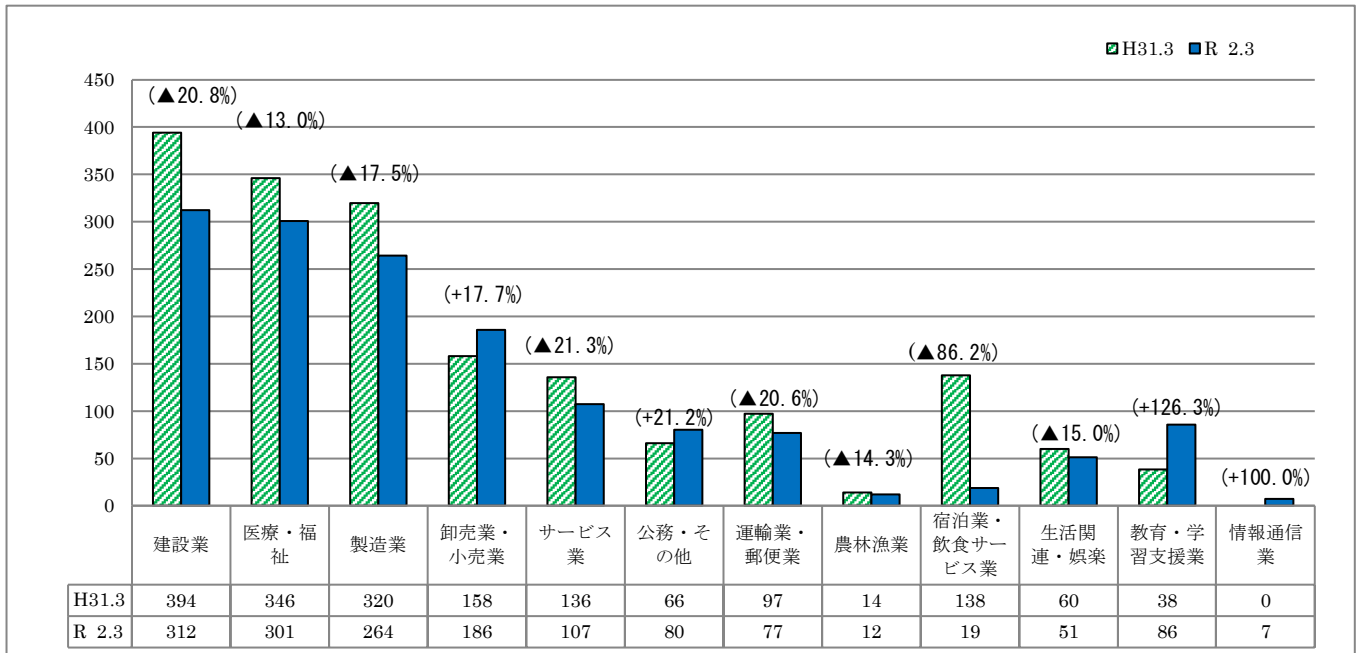
【求職のようす】

- 新規求職者数は857人で、前年同月比で1.5%増(前年同月差13人増)、前月比で14.3%増(前月差107人増)となりました。
 - 月間有効求職者数は2,947人で、前年同月比で9.1%減(前年同月差296人減)、前月比で1.7%増(前月差48人増)となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,427人で48.4%、45歳以上54歳以下は583人で19.8%、55歳以上は937人で31.8%となっています。

求人・求職の状況



2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、教育・学習支援業が86人で、前年同月比126.3%増（前年同月差48人増）、公務・その他が80人で、同21.2%増（同14人増）、卸売業・小売業が186人で、同17.7%増（同28人増）となりました。

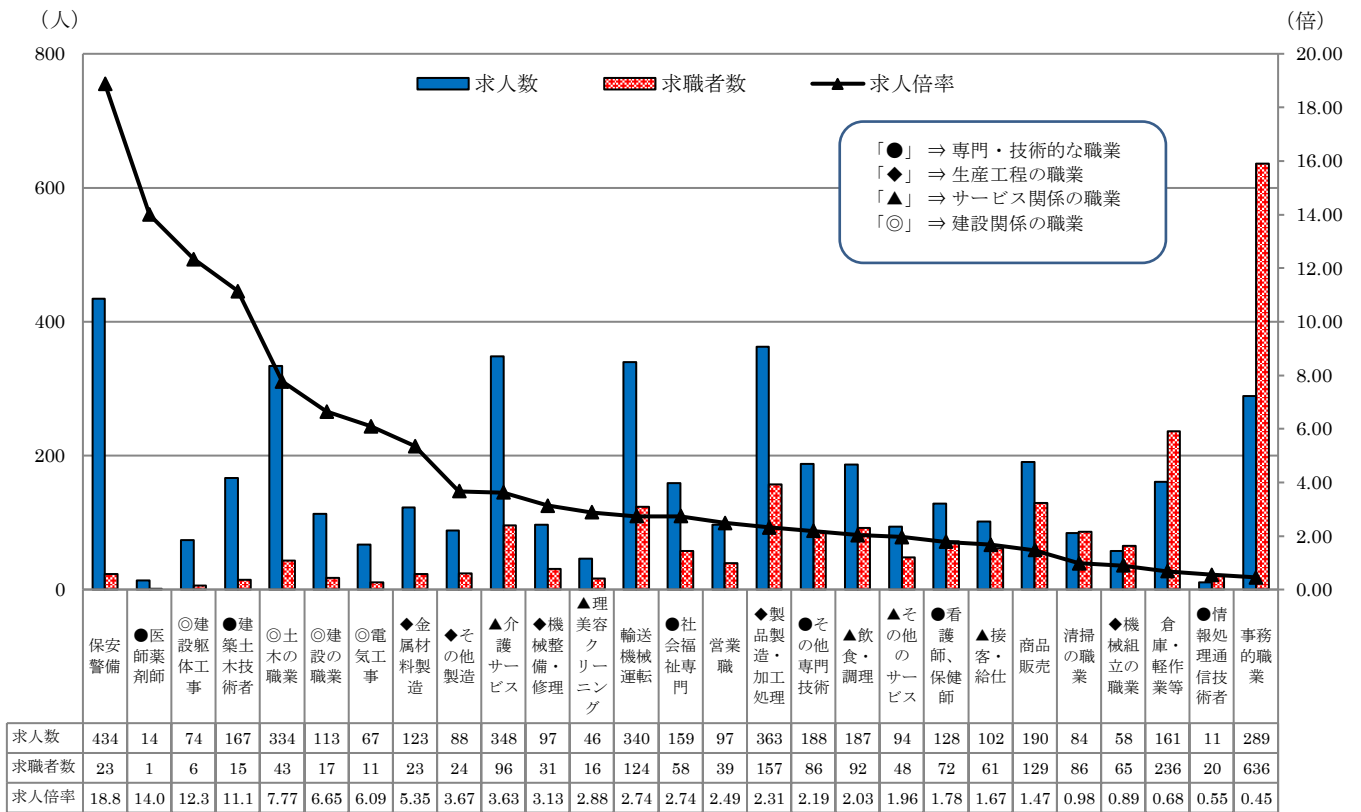
一方、宿泊業・飲食サービス業が19人で、同86.2%減（同119人減）、サービス業が107人で、同21.3%減（同29人減）、建設業が312人で、同20.8%減（同82人減）となりました。

3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,538	*	*	▲5.9	▲15.2	
月間有効求人数	4,770	*	*	▲7.4	▲9.5	
新規求職者数	857	379	477	14.3	1.5	
うち雇用保険受給者	190	89	101	61.0	23.4	
月間有効求職者数	2,899	1,291	1,599	9.1	▲6.4	
うち雇用保険受給者	820	364	456	8.3	▲9.2	
求人倍率	新規	1.79	*	*	▲0.39P	▲0.36P
	有効	1.65	*	*	▲0.29P	▲0.05P
紹介件数	1,293	592	699	28.0	1.1	
うち雇用保険受給者	214	107	107	39.0	▲8.9	
就職件数	405	169	236	48.9	▲9.8	
うち雇用保険受給者	71	41	30	16.4	▲26.8	
新規就職率	47.3	44.6	49.5	11.0P	▲5.9P	

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	25	12	1	9	3	▲10.7	0.0
新規登録者数	8	4	0	4	0	▲20.0	▲27.3
就職件数	5	2	2	1	0	▲50.0	▲61.5
月末現在有効求職者数	274	72	59	113	30	▲9.0	▲36.0

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	5	*	*	▲50.0	▲28.6
	廃止事業所数	6	*	*	100.0	0.0
	月末現在事業所数	4,169	*	*	▲0.1	▲0.5
被保険者関係	資格取得者数	587	302	285	▲26.0	▲2.0
	資格喪失者数	722	413	309	66.7	11.1
	離職票交付件数	449	*	*	53.8	4.2
	月末現在被保険者数	46,324	26,847	19,477	▲0.47	▲0.37
給付金関係	受給資格決定数	222	101	121	33.7	24.7
	一般給付受給者数	610	269	341	5.9	11.5
	一般給付金額（千円）	71,356	36,863	34,513	11.6	1.18

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合ある。

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1, 2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 P2の【助成内容と対象の拡充をします】の②を参照ください。

※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省HP



LL020410企01



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク